

# 豊橋市土地開発公社定款

(昭和48年5月26日認可)

改正 昭和48年9月20日  
昭和62年3月26日 変更認可  
平成元年3月24日 変更  
平成8年4月1日 認可  
平成19年9月27日 変更認可  
平成20年10月6日 変更認可

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、豊橋市土地開発公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、豊橋市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、豊橋市公告式条例（昭和25年豊橋市条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に次の役員を置く。

理事 19人以内

監事 4人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 常務理事は、理事長の命を受け日常業務を掌理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、公社の業務を行う。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 16 条第 8 項の職務を行う。

（役員の内命）

第 8 条 理事及び監事は、豊橋市長が任命する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 副理事長及び常務理事は、理事のうちから理事長が任命する。

（役員の内期）

第 9 条 理事及び監事の内期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した理事及び監事の内期は、前任者の残任内期とする。

3 役員は、内期満了後であっても、後任者の就任するときまでは、なお、その職務を行うものとする。

（役員の内任の禁止）

第 10 条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

（職員）

第 11 条 会社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命する。

3 職員は、理事長の内を受けて業務に従事する。

（兼職の禁止）

第 12 条 常任の役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

### 第 3 章 理 事 会

（設置及び構成）

第 13 条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

（招集）

第 14 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

（議事）

第 15 条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議決事項)

第 16 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 業務方法書の制定及び変更
- (3) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (4) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (7) その他公社の運営上、理事長が重要と認める事項

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項については、出席理事の 3 分の 2 以上の決するところによる。

(議事録)

第 17 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第 4 章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第 18 条 公社は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア 法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地

イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ 公営企業の用に供する土地

エ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

オ 観光施設事業の用に供する土地

力 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る。）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

（業務方法書）

第19条 会社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

## 第5章 基本財産の額その他資産及び会計

（資産）

第20条 会社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 会社の基本財産の額は、770万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取りくずしてはならない。

4 会社の資産は、法に特別の定めがある場合を除くほか、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

（事業年度）

第21条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（予算）

第22条 会社は、毎事業年度予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、豊橋市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 理事長は、第16条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、豊橋市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

(財務諸表)

第 23 条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月 31 日までに豊橋市長に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第 24 条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 25 条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

## 第 6 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 26 条 この定款の変更(公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和 47 年政令第 284 号)第 6 条に定める事項に係るものを除く。)は、豊橋市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

## 第 7 章 解 散

(解散)

第 27 条 公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、豊橋市議会の議決を経て、愛知県知事の認可を受けたときに解散する。

2 公社は、解散した場合において債務を弁済して、なお残余財産があるときは、豊橋市にこれを帰属させるものとする。

## 第 8 章 雑 則

(規程への委任)

第 28 条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程に定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、公社の成立の日（昭和 48 年 6 月 1 日）から施行する。
- 2 公社の最初の役員の任期は、第 9 条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和 50 年 3 月 31 日までとする。
- 3 公社の最初の事業年度は、第 21 条の規定にかかわらず、公社の成立の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 48 年 9 月 20 日）

この定款は、理事会の議決のあった日（昭和 48 年 9 月 20 日）から施行し、昭和 48 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 26 日）

この定款の改正は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 24 日）

この定款の改正は、平成元年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この定款の改正は、愛知県知事の認可のあった日（平成 8 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 19 年 9 月 27 日）

この定款の改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 6 日）

この定款の改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する